

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部・薬務課

法令名	温泉法	法令の番号	昭和23年法律第125号					
不利益処分の種類	温泉の採取の許可の取消し等	根拠条項	第14条の9					
処 分 基 準	<p>許可の取消し（第14条の9第1項）</p> <p>1 第14条の9第1項各号に掲げる場合には、許可を取り消すことができる。</p> <p>① 温泉の採取が次（温泉法第14条の2同条第二項第一号）に該当するに至ったとき。</p> <p>○ 温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準（温泉法施行規則第6条の3第1項又は第3項）に適合しないものであると認めるとき。</p> <p>② 許可を受けた者が次のいずれか（温泉法第14条の2第2項第2号又は第4号）に該当するに至ったとき。</p> <p>○ 温泉法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。</p> <p>○ 法人である場合において、その役員が前号に該当する者であるとき。</p> <p>③ 許可を受けた者が温泉法の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>④ 許可を受けた者が温泉採取許可に付された許可の条件（温泉法第14条の2第3項において準用する同法第4条第3項（第14条の7第2項において準用する場合を含む。））に違反したとき。</p> <p>災害の防止上必要な措置の実施命令</p> <p>1 上記第1項の①、③及び④掲げる場合には、温泉採取許可を受けた者に対して、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>							
	対応区分	① 聴聞の実施	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	目次NO	6の2